

R6年度 幼児教育・保育無償化給付の手続についてのご案内

1 申請手順

- (1) 保護者は、領収書兼特定子ども・子育て支援提供証明書の交付を施設に依頼します（公立保育園利用時を除く）。
- (2) 施設は、保護者の依頼を受けて、提供した支援の内容等を記載し、保護者に交付します（公立保育園利用時を除く）。
- (3) 保護者は、交付された領収書兼特定子ども・子育て支援提供証明書を申請書に添付して、八王子市に給付申請します。
- (4) 八王子市は、保護者から提出された申請書、領収書兼特定子ども・子育て支援提供証明書を確認し、給付額を決定します。
- (5) 八王子市は、保護者が指定した口座に振り込みます（給付額及び給付予定日等は決定通知書でお知らせします）。

※その他制度や手続の詳細は、市ホームページを併せてご確認ください。

2 申請書受付期間及び給付予定時期

申請書受付期間	給付予定時期（目安）
令和6年4月1日～7月15日	～令和6年8月
令和6年7月16日～10月15日	～令和6年11月
令和6年10月16日～令和7年1月15日	～令和7年2月
令和7年1月16日～4月18日	～令和7年5月

※給付予定時期は目安です。

※最終申請可能期限は、利用日の属する月の翌月の初日から2年以内です。

※施設への確認や書類不備等により、実際の給付が予定時期より遅くなることがあります。

※口座情報の記入に誤りがないか、今一度ご確認をお願いします。

3 申請に必要なもの（申請書等）

- (1) 施設等利用費申請書（償還払い用） ※お子さんごとに申請してください。
- (2) 利用施設記載済みの領収書兼特定子ども・子育て支援提供証明書
（複数月申請する場合は、月別に領収書兼特定子ども・子育て支援提供証明書を添付してください。）
- (3) 振込先口座の口座番号等が確認できるもの（郵送時はコピーを添付）
※振込先口座として初めて指定する場合のみ
- (4) 使用済みの回数券等、利用実績がわかるもの（保育サービスの対価が回数券の場合のみ）
- (5) 委任状 ※申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合のみ



<市ホームページはこちら>

4 給付申請

- (1) 「3 申請に必要なもの(申請書等)」を「5 提出先」に提出してください。
- (2) 施設等利用給付認定の新2号認定又は新3号認定の有効期間ではない期間は、無償化の対象外です。
- (3) 提出の方法は、窓口(市役所本庁舎4階 保育幼稚園課)又は郵送です。
※ 南口総合事務所では受け付けておりません。

※ 郵送提出の際の注意点

- ① 保育幼稚園課に郵送物が届かない場合、保育幼稚園課では責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。郵送事故等による書類の紛失を防止するため、簡易書留等の配達記録が残る方法で行っていただくことを推奨します。
- ② 申請内容について、市よりご連絡させていただくことがありますので、連絡先は必ず記載してください。
- ③ 送付前には、記入漏れや添付書類の不足がないか、ご確認をお願いいたします。

※ 申請書の記入にあたっての留意事項

- ① 消えるボールペン、修正液は使用しないでください。記入誤りは二重線で取り消してください。
- ② 保育の必要性事由が変更になり、資格がなくなっている場合(退職・病気の回復など)、その月分の利用費請求はできません。
- ③ 認定内容に変更が生じた場合は、利用日の前月15日までに、変更申請書等の提出をお願いします。市外へ転出した場合も、認定は失効します。転出先で新たに認定を受ける必要があります。

5 提出先・問合せ先

- <窓口> 八王子市役所本庁舎 4階 保育幼稚園課 給付担当
Tel042-620-7248 (直通)
- <郵送> 八王子市子ども家庭部保育幼稚園課 給付担当 宛て
〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号